

難病指定医研修 質問シート

令和 年 月 日

氏名 _____

この質問シートは、難病指定医研修を履修したことを証明するため、宮崎県に提出していただくものです。以下について回答した上で、指定医の申請の際に必要な書類と併せてご提出ください。

なお、未記載がある場合は研修を終了したものと認められませんのでご注意ください。

1. 下表の資料を読了後に確認欄に を記載してください。

	資料内容	確認欄
①	「難病指定医研修資料」を読みました。	
②	「臨床調査個人票を作成する際の注意点」を読みました。	
③	「日医総研ワーキングペーパー」を読みました。	
④	臨床調査個人票作成予定の疾患の診断基準および重症度基準（重症度分類）について、厚生労働省（または難病情報センター）のホームページで確認しました。	

2. 臨床調査個人票作成予定の疾患番号と疾病名を以下に記入してください。

（主なもの1～3疾患）

疾患番号	疾患名

3. 以下の質問について、○または×でお答えください。

	質問内容	回答欄
①	特定医療費の対象となる患者は、厚生労働大臣が定める診断基準を満たし、かつ、厚生労働大臣が定める重症度基準または軽症高額該当基準を満たす患者である。	
②	医療費助成を受けることができる医療機関は、県の指定した指定医療機関に限られ、指定難病および指定難病に付随して発生する傷病に関する医療が医療費助成の対象である。	
③	特定医療費（指定難病）助成制度では、疾患ごとに診断基準および重症度が異なるため、臨床調査個人票を作成する前に必ずそれぞれの基準を確認する必要がある。	
④	臨床調査個人票を作成することが指定医の職務の一つであり、必要な項目（「診断基準に関する事項」および「重症度分類に関する事項」）について漏れないように記入する必要がある。	
⑤	治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6ヶ月間で最も悪い状態を記載する。	
⑥	「診断基準に関する事項」については、診断基準上に特段の規定がない場合にはいずれの時期のものを用いても差し支えない。	
⑦	新規申請後に支給認定されれば、患者（または保護者）が申請窓口（管轄保健所）で申請を行った日から医療費助成が開始される。	
⑧	患者の自己負担上限額は、全員一律の額ではなく、患者それぞれの所得水準に応じて定められている。	
⑨	医療費助成の支給認定期間は基本的には1年であり、毎年更新書類を提出する必要がある。	
⑩	指定医の指定は5年ごと、指定医療機関の指定は6年ごとに更新をうけないといけない。	